

伊達市特定不妊治療費助成事業 治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵	採精 (夫)	受精	胚移植			妊娠 判定
				新鮮胚 移植	胚凍結	凍結胚移植	
A 新鮮胚移植を実施							
B 凍結胚移植を実施(受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植)							
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施							
D (採卵後)体調不良等により移植のめどが立たず治療終了							
E 受精できず(又は採卵し受精させたが、胚の分割停止等により中止)							
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止							

備考

- 1 Bは採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合
- 2 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も男性不妊治療助成の対象
- 3 不妊検査も対象